

第1・第2 [略]

第3 薬局の許可関係

1 構造設備要件

旧	新
<p>1 [略]</p> <p>[構造規則第1条第1項]</p> <p>2 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>1 [略]</p> <p>[構造規則第1条第1項]</p> <p>2 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 指定濫用防止医薬品（第二類医薬品又は第三類医薬品に限る。以下この条及び第7において同じ。）を販売し、又は授与する薬局にあつては、次に定めるところに適合するものであること。</u></p> <p><u>イ 指定濫用防止医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。</u></p> <p><u>ロ 指定濫用防止医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲（以下「指定濫用防止医薬品陳列区画」という。）に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備を有すること。ただし、指定濫用防止医薬品を陳列しない場合又は指定濫用防止医薬品を陳列する陳列設備から7メートル以内の範囲に情報を提供するための設備を置き、当該設備にその薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を継続的に配置する場合は、この限りでない。</u></p> <div data-bbox="1178 1139 2051 1436" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><u>[施行規則第218条の5]</u></p><p><u>薬局開設者及び店舗販売業者は、法第57条の2第4項の規定により、指定濫用防止医薬品（第二類医薬品又は第三類医薬品に限る。）を次に掲げるいずれかの方法により陳列しなければならない。</u></p><p><u>一 指定濫用防止医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用</u></p></div>

旧	新
<p>(14) 次に定めるところに適合する法第9条の4第1項、第4項及び第5項、第36条の4第1項、第4項及び第5項並びに第36条の6第1項及び第4項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに第36条の10第1項、第3項及び第5項に基づき情報を提供するための設備を有すること。 ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。 イ～ホ [略] [新設]</p> <p>△ 二以上の階に医薬品を通常陳列し、又は交付する場所がある場合には、各階の医薬品を通常陳列し、又は交付する場所の内部にあること。 (15)・(16) [略] 3～7 [略]</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。</p> <p>二 情報を提供するための設備から7メートル以内の範囲に陳列し、当該設備にその薬局又は店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を継続的に配置すること。</p> </div> <p>ハ 開店時間のうち、指定濫用防止医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、指定濫用防止医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。</p> <p>(15) 次に定めるところに適合する法第9条の4第1項、第4項及び第5項、第36条の4第1項、第4項及び第5項並びに第36条の6第1項及び第4項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに第36条の10第1項、第3項及び第5項並びに法第36条の11第1項に基づき情報を提供するための設備を有すること。 ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。 イ～ホ [略]</p> <p>ヘ 指定濫用防止医薬品を陳列する場合には、指定濫用防止医薬品を陳列する陳列設備から7メートル以内の範囲にあること。ただし、指定濫用防止医薬品陳列区画に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合又は鍵をかけた陳列設備に陳列する場合その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。</p> <p>ト 二以上の階に医薬品を通常陳列し、又は交付する場所がある場合には、各階の医薬品を通常陳列し、又は交付する場所の内部にあること。 (16)・(17) [略] 3～7 [略]</p>

## 2 業務体制要件

旧	新
<p>1 [略] [体制省令第1条]</p> <p>2 薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、当該薬局において要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所（「1 構造設備要件」2(14)に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。(11)において同じ。）並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所（「1 構造設備要件」2(14)に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。(11)において同じ。）の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和以上であること。</p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(14) 医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、法第36条の4第1項、第4項及び第5項並びに第36条の6第1項及び第4項の規定による情報の提供及び指導並びに第36条の10第1項、第3項及び第5項の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵並びに要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う薬局にあつては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。</p> <p>3 2(12)から(14)までに掲げる薬局開設者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p>	<p>1 [略] [体制省令第1条]</p> <p>2 薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、当該薬局において要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所（「1 構造設備要件」2(15)に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。(11)において同じ。）並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所（「1 構造設備要件」2(15)に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。(11)において同じ。）の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和以上であること。</p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(14) 医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、法第36条の4第1項、第4項及び第5項並びに第36条の6第1項及び第4項の規定による情報の提供及び指導並びに第36条の10第1項、第3項及び第5項並びに<b>法第36条の11第1項</b>の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務（医薬品の貯蔵並びに要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う薬局にあつては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。</p> <p>3 2(12)から(14)までに掲げる薬局開設者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施 <b>（指定濫用防止医薬品の販売又は授与にあつては、施行規則第159条の18の7に規定する指定濫用防止医薬品販売等手順書（以下「指定濫用防止医薬品販売等手順書」という。）の作成及び当該指定濫用防止医薬品販売等手順書に基づく業務の実施を含む。）</b></p>

旧	新
(5) 調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施	(5) 調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施 <u>（指定濫用防止医薬品の販売又は授与にあつては、指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成及び当該指定濫用防止医薬品販売等手順書に基づく業務の実施を含む。）</u>
(6)・(7) [略]	(6)・(7) [略]
4 [略]	4 [略]

[項目先頭へ](#)

[目次へ](#)

### 3 人的要件

旧	新
<p>[法第5条第3号]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ <b>禁錮</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ～ト [略]</p> <p>【参考】管理・管理者 [略]</p>	<p>[法第5条第3号]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ <b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ～ト [略]</p> <p>【参考】管理・管理者 [略]</p>

第4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可関係 [略]

第5 薬局製造販売医薬品製造業の許可関係

1 構造設備要件 [略]

2 人的要件

旧	新
<p>[法第13条第6項]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ <b>禁錮</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ・ホ [略]</p> <p>ヘ 心身の障害により薬局製造販売医薬品製造業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>※施行規則<b>第8条</b>（厚生労働省令で定める者）</p> <p>精神の機能の障害により、薬局製造販売医薬品製造業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ト [略]</p> <p>【参考】管理・管理者 [略]</p>	<p>[法第13条第6項]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ <b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ・ホ [略]</p> <p>ヘ 心身の障害により薬局製造販売医薬品製造業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>※施行規則<b>第26条第5項</b>（厚生労働省令で定める者）</p> <p>精神の機能の障害により、薬局製造販売医薬品製造業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ト [略]</p> <p>【参考】管理・管理者 [略]</p>

第6 [略]

[目次へ](#)

第7 店舗販売業の許可関係

1 構造設備要件

旧	新
<p>1 [略] [構造規則第2条] 2 店舗販売業の店舗の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(11) [略] [新設]</p>	<p>1 [略] [構造規則第2条] 2 店舗販売業の店舗の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(11) [略] <u>(12) 指定濫用防止医薬品を販売し、又は授与する店舗にあっては、次に定めるところに適合するものであること。</u> <u>イ 指定濫用防止医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。</u> <u>ロ 指定濫用防止医薬品陳列区画に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備を有すること。ただし、指定濫用防止医薬品を陳列しない場合又は指定濫用防止医薬品を陳列する陳列設備から七メートル以内の範囲に情報を提供するための設備を置き、当該設備にその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を継続的に配置する場合は、この限りでない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>[施行規則第218条の5]</u> <u>薬局開設者及び店舗販売業者は、法第57条の2第4項の規定により、指定濫用防止医薬品（第二类医薬品又は第三類医薬品に限る。）を次に掲げるいずれかの方法により陳列しなければならない。</u> <u>一 指定濫用防止医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列すること。ただし、鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。</u> <u>二 情報を提供するための設備から七メートル以内の範囲に陳列し、当該設備にその薬局又は店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を継続的に配置すること。</u></p> </div>

旧	新
<p>(12) 次に定めるところに適合する法第36条の6第1項及び第4項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに第36条の10第1項、第3項及び第5項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。</p> <p>イ～ハ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>三 [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p><u>ハ 開店時間のうち、指定濫用防止医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、指定濫用防止医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること。</u></p> <p>(13) 次に定めるところに適合する法第36条の6第1項及び第4項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに第36条の10第1項、第3項及び第5項<u>並びに法第36条の11第1項</u>に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。</p> <p>イ～ハ [略]</p> <p><u>ニ 指定濫用防止医薬品を陳列する場合には、指定濫用防止医薬品を陳列する陳列設備から7メートル以内の範囲にあること。ただし、指定濫用防止医薬品陳列区画に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合又は鍵をかけた陳列設備に陳列する場合その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない。</u></p> <p>ホ [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>3 [略]</p>

## 2 業務体制要件

旧	新
<p>1 [略] [体制省令第2条]</p> <p>2 店舗販売業の店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 当該店舗において、要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所（「1 構造設備要件」2(12)に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。(5)において同じ。）並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所（「1 構造設備要件」2(12)に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。(5)において同じ。）の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和以上であること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 法第36条の6第1項及び第4項の規定による情報の提供及び指導並びに第36条の10第1項、第3項及び第5項 の規定による情報の提供その他の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務（要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵並びに要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。）に係る適正な管理（以下「要指導医薬品等の適正販売等」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う店舗にあっては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。</p> <p>3 2(6)に掲げる店舗販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施</p> <p>(4) [略]</p>	<p>1 [略] [体制省令第2条]</p> <p>2 店舗販売業の店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 当該店舗において、要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所（「1 構造設備要件」2(13)に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。(5)において同じ。）並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所（「1 構造設備要件」2(13)に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。(5)において同じ。）の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和以上であること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 法第36条の6第1項及び第4項の規定による情報の提供及び指導並びに第36条の10第1項、第3項及び第5項並びに法第36条の11第1項（第2号及び第3号に掲げる部分に限る。）の規定による情報の提供その他の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務（要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵並びに要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。）に係る適正な管理（以下「要指導医薬品等の適正販売等」という。）を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う店舗にあっては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。</p> <p>3 2(6)に掲げる店舗販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施（指定濫用防止医薬品の販売又は授与にあっては、指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成及び当該指定濫用防止医薬品販売等手順書に基づく業務の実施を含む。）</p> <p>(4) [略]</p>

### 3 人的要件

旧	新
<p>[法第 26 条第 5 項]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が次のイからトまでのいずれかに該当する時は、許可を与えないことができる。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ <b>禁錮</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ～ト [略]</p> <p>【参考】管理・管理者 [略]</p>	<p>[法第 26 条第 5 項]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が次のイからトまでのいずれかに該当する時は、許可を与えないことができる。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ <b>拘禁刑</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ～ト [略]</p> <p>【参考】管理・管理者 [略]</p>

## 第8 卸売販売業の許可関係

### 1 構造設備要件 [略]

### 2 人的要件

旧	新
<p>[法第34条第4項]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が、次のイからトまでのいずれかに該当する時は、卸売販売業の許可を与えないことができる。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ <b>禁錮</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ～ト [略]</p> <p>【参考】管理・管理者 [略]</p>	<p>[法第34条第4項]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が、次のイからトまでのいずれかに該当する時は、卸売販売業の許可を与えないことができる。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ <b>拘禁刑</b>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ～ト [略]</p> <p>【参考】管理・管理者 [略]</p>

### 3 医薬品の適正管理に係る要件 [略]

第9 高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可関係

- 1 構造設備要件 [略]
- 2 人的要件

旧	新
<p>[法第39条第5項]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を与えないことができる。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ <b>禁錮</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ～ト [略]</p> <p>【参考】管理・管理者 [略]</p>	<p>[法第39条第5項]</p> <p>1 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が、次のイからトまでのいずれかに該当するときは、高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を与えないことができる。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ <b>拘禁刑</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者</p> <p>ニ～ト [略]</p> <p>【参考】管理・管理者 [略]</p>

第10 管理者の兼務許可関係 [略]

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

本基準は、令和8年5月1日から適用する。